医療機器販売業・貸与業「変更届書」添付書類等一覧表

※各変更事項に対して，必要な添付書類等は表のとおりですので，これらを用いて変更前・後等を示してください。なお，本市様式に限らず，変更前・後等が示せる場合は厚生労働省で作成した様式等の使用も可能です。また，過去に提出した書類と同一のものを添付し，提出を要する場合は，その書類について省略することができる場合がありますので，詳細等は担当窓口まで問合せください。

〇変更後３０日以内に変更届書の提出が必要な事項

変更事項 ＼ 業態種別	高度管理医療機器等販売業・貸与業	管理医療機器販売業・貸与業
１．開設者の氏名又は住所	・【登記事項証明書＊１】（法人開設の場合） ・【戸籍抄本等＊１】（個人開設で氏名変更の場合）	添付書類なし
２．薬事に関する業務に責任を有する役員（開設者が法人であるとき）	・【登記事項証明書＊１】 ・【添付書類２_診断書＊２】（必要時＊３，新たに責任役員に就任した者に対するもの）	添付書類なし
３．営業所の名称	添付書類なし	添付書類なし
４．許可の別	添付書類なし	
５．構造設備の主要部分	・【添付書類1_営業所の構造設備の概要及び平面図】	・【添付書類1_営業所の構造設備の概要及び平面図】
６．管理者の氏名・住所	・【添付書類3_雇用証明書】（新たに管理者となった者に対するもの） ・【資格を証する書面の写し等】（新たに管理者となった者に対するもの） ＊【資格を証する書面の写し等】で写しを添付する場合は，その原本を窓口で提示すること。	・【資格を証する書面の写し等】（新たに管理者となった者に対するもの） ＊【資格を証する書面の写し等】で写しを添付する場合は，その原本を窓口で提示すること。
７．兼営事業の種類		添付書類なし

＊１　【登記事項証明書】（【戸籍抄本等】）は，発行してからおおむね３か月以内のものであること。

＊２　【添付書類2_診断書】は，発行してからおおむね１か月以内のものであること。

＊３　「必要時」は，新たに役員となった者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合。

＜R6.6.17現在＞